

京都市交通局管理規程第27号

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を改正する規程  
京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。  
別表中「9級，8級及び7級」を「8級，7級及び6級」に改める。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)